建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整担体流動生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市美沢１－９－１　㈱ダイキアクシス 代表取締役　大亀　裕
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県石巻市福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー㈱ 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱ 長野県佐久市田口5574番地２　㈱ダイキアクシス　信州工場 愛媛県宇和島市津島町近家甲1607番地８　㈱ダイキアクシス津島工場

認定番号	浄化槽の名称
８－11－Ｈ－001	ダイキ浄化槽　ＲＢＣ－Ａ型
〃　001－１	〃　ＲＢＣ－Ｂ１型
〃　001－２	〃　ＲＢＣ－Ｂ２型
〃　001－３	〃　ＲＢＣ－Ｂ３型
〃　001－４	〃　ＲＢＣ－Ｃ１型
〃　001－５	〃　ＲＢＣ－Ｃ２型
〃　001－６	〃　ＲＢＣ－Ｃ３型
〃　001－７	〃　ＲＢＣ－Ｄ型

○北海道開発局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十三日

北海道開発局長　高松　泰

その関係図面は、平成二十三年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十六号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二五林班は小班地内	前	四二・三九～二五二・三〇	〇・〇九八キロメートル
	後	四二・三九～二五二・三〇	〇・〇九六キロメートル

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十七号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道空知郡上富良野町二二九一番二から同町二五九番二まで	前	二一・九三～二一・七〇	〇・六三七キロメートル
	後	二三・七四～三九・六六	〇・六三七
北海道空知郡上富良野町二五五八番三から同町三六〇四番一まで	前	二二・九九～三〇・四四	〇・四一〇
	後	二七・九八～三二・九一	〇・四一〇

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市阿寒町飽別基線六三番五から同市阿寒町飽別基線六五番六まで	前	二一・五〇～二四・五〇	〇・一四四メートル
	後	二一・五〇～四四・五〇	〇・一四四

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百四十一号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道川上郡弟子屈町湯の島三丁目五番五から同町湯の島三丁目五番一一まで	前	二五・〇〇～二六・五〇	〇・〇八三キロメートル
	後	二六・五〇～六六・〇〇	〇・〇八三

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十三日

北海道開発局長　高松　泰

五　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　　号　北海道虻田郡ニセコ町字西富二二四番二から同町字西富二二五番一まで　北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百三十一号　石狩市浜益区送毛二四〇番六から同市浜益区送毛二四〇番七まで　北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十六号　北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二五林班は小班地内　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年五月十三日

○沖縄総合事務局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月十三日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

その関係図書は、沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所において一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名
　一般国道　五十八号
二　道路の位置
　沖縄県那覇市若狭一丁目二十八番から同市字鏡水崎原三五〇番まで
三　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏名　那覇港臨港道路空港線施行者　内閣府沖縄総合事務局長　竹澤　正明
　住所　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号
　氏名　那覇港臨港道路空港線管理者　那覇港管理組合管理者　仲井眞弘多
　住所　沖縄県那覇市通堂町二番一号
四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
　(一)　車両通行上必要となる日常管理以外の施設（沈埋トンネル及び換気塔等）に係る改築、維持又は修繕
　(二)　原則として(一)に係る部分の災害復旧
五　管理の期間
　平成二十三年三月二十三日から当該施設の存続する日まで